

(質問第五十二号) 昭和二十二年九月十六日配付

鍼・灸・按・マッサージ業者に対する大学専門教育機関設置に関する質問主意書  
右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十一日

小林勝馬

参議院議長 松平恒雄殿

鍼・灸・按・マツサージ業者に対する大学専門教育機関設置に関する質問主意書

鍼・灸・按・マツサージ医術は永い傳統と特殊の技術とに依つて現代医学に対し特異の存在となつて居る。しかしながら次第に理論的な研究が行われ現代医学をも取り入れた高度の技術を要求せられつつあるのである。茲に於て十万業者の再教育及び鍼・灸・按・マ医術に科学性と學問的体系を與え今後現代医学の一翼として行く爲に之の研究機関を必要とするは言を俟たない。

政府は鍼・灸・按・マ業者に対して大学専門教育機関設置の意志なきや質問する。

右に対する書面答弁を希望する。